

# 製品認証制度説明会を開催

## 東京・大阪で延べ37人が出席

内発協では、製品認証制度のより効率的な制度運営を目指し、このほど、「※品質システム管理責任者向けガイドブック」を作成しました。併せて、設計・製造メーカー等の品質システム管理責任者を対象に「製品認証制度説明会」を東京・大阪2都市で開催し、延べ37人が出席しました。

**※品質システム管理責任者：認証取得者の認証に対する総括的な責任者。専門技術者の有資格者で、品質管理及び検査部門の管理職から選任される。**

両説明会では、冒頭で、内発協の小林博幸専務理事が開会のあいさつを述べました。続いて、製品認証部の担当者3人が登壇し、現行の製品認証制度について同ガイドブックに即した説明を延べ1時間半ほど行いました。両説明会の「次第」は次のとおりです。

### 【製品認証制度説明会 次第】

1. 専務理事挨拶
2. 品質システム管理責任者向けガイドブックについて
3. 認証品に係る法令について
4. 電子申請、電子報告について
5. その他
6. 質疑応答

そのうち、「2. 品質システム管理責任者向けガイドブックについて」では、現行の製品認証制度の概要と、品質システム管理責任者の役割と業務を中心に説明を行いました。現行の製品認証制度の概要については、認証範囲や認証区分の説明や、適用する認証基準、適合マーク等の意味について、初めて製品認証制度の品質システム管理業務に携わる方にもわかる平易な言葉で丁寧な説明を行いました。

また、品質システム管理責任者の役割と業務については、認証基準の適用の徹底や、出荷性能試験時の承認行為、適合証明書及び適合マークの管理の徹底など、責任者に求められる役割についての紹介と、申請から適合証明書発行までの手続きの流れと必要な書類、必要な届出について説明を行いました。

「3. 認証に係る法令について」では、初めに、認証品の構造及び性能に関する法令等として、「電気事業法」「消防法令」「建築基準法令」「大気汚染防止法令」という4つの法令の概要説明を行い



東京会場の説明風景

ました。その上で、認証品毎にそれぞれ適用される各法令の詳細な説明を行いました。

次に、認証品に対する行政への届出として、各法令で定められている必要な届出書類についての説明を行いました。特に、消防法令による届出書類（工事整備対象設備等の着工届、消防用設備等の設置届など）について重点的に説明を行いました。

説明会で配布した「品質システム管理責任者向けガイドブック」の電子ファイルは今後、内発協ホームページの『会員専用サイト』に掲載します。品質システム管理業務の関係者には、必ずお目通しいただき、現行の製品認証制度への理解をさらに深めていただければと期待します。

内発協では、消防庁から登録認定機関として、また、公益財団法人日本適合性認定協会から自家発電装置等の製品認証機関として、それぞれ登録を受けています。それらに基づく自家発電装置等の製品認証制度を運営しています。平成13年の制度運営の開始からすでに17年が経過し、その間に、認証に関する規則・要領（自家発電設備認証規程、製品認証手続き要領など）が改定されています。

改定後の認証規則や認証要領の内容に関して、また、製品認証機関に対する要求事項（ISO/IEC17065）に基づく現行の製品認証制度の運営に関して周知徹底を図るため、内発協では、今回の説明会開催を企画しました。

東京では1月23日午後から東京・芝公園のメルパーク東京で説明会を開催し、設計・製造メーカー等から品質システム管理責任者ら19人が出席しました。一方、大阪では1月25日午後から大阪・新大阪のメルパーク大阪で説明会を開催し、品質システム管理責任者ら18人が出席しました。